

奥州市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年1月22日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 千 葉 洋 一
奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 令和2年9月16日から18日まで

本監査 令和2年9月23日

(2) 監査の対象

ア 財政的援助を与えているもの(補助金)

団体名	補助金等名称	担当部課等
株式会社水沢クロス開発	教養文化施設運営事業補助金	商工観光部商業観光課
奥州市防犯協会	奥州市防犯協会事業補助金	市民環境部生活環境課

イ 法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
一般社団法人奥州市体育協会	水沢体育館	協働まちづくり部生涯学習スポーツ課
	水沢公園野球場、水沢公園テニスコート、水沢公園陸上競技場及び水沢公園相撲場	
社会福祉法人つつじ会	まえさわ介護センター	前沢総合支所市民福祉グループ

(3) 監査事項

令和元年度に市が財政的援助を与えているもの又は公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

財政援助に係る事業又は公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

(1) 財政援助(補助金)

ア 教養文化施設運営事業補助金

団体名 株式会社水沢クロス開発

担当部課等 商工観光部商業観光課

補助金の額 32,200,000円（補助対象事業費 32,300,000円）

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

イ 奥州市防犯協会事業補助金

団体名 奥州市防犯協会

担当部課等 市民環境部生活環境課

補助金の額 2,678,000円（補助対象事業費 3,042,750円）

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

(2) 公の施設の管理（指定管理）

ア 水沢体育館、水沢公園野球場、水沢公園テニスコート、水沢公園陸上競技場及び水沢公園相撲場

団体名 一般社団法人奥州市体育協会

担当部課等 協働まちづくり部生涯学習スポーツ課

協定期間 平成29年4月1日から令和3年3月31日まで

指定管理料 19,656,000円（令和元年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、水沢体育館条例、同条例施行規則、奥州市スポーツ施設使用料減免規則、奥州市都市公園条例、同条例施行規則、奥州市都市公園委員会規則、奥州市スポーツ施設使用料減免規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

イ まえさわ介護センター

団体名 社会福祉法人つつじ会

担当部課等 前沢総合支所市民福祉グループ

協定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

指定管理料 7,000,000円（令和元年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、まえさわ介護センター条例

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。